

学生の皆さんへ

長 崎 大 学

## 新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る授業及び定期試験等の 欠席に関する取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る授業及び定期試験等の欠席に関する取扱いについてお知らせします。

下記の条件に該当する場合は、所属する学部又は研究科の欠席届の提出方法（授業担当教員、学務窓口等）に従い当該届を提出してください。

なお、不明な点がありましたら、各所属の学務担当係（教養教育科目は教養教育事務室）にお問い合わせください。

### 記

1. 授業及び定期試験等において、予防接種による副反応と思われる症状が出た場合で次に該当する場合は、欠席届を提出する理由に該当することとして取り扱います。（授業を欠席した時数が授業を行った時数の3分の1を超えた場合は試験等の受験資格を失うが、欠席時数にはカウントしない。）
  - ①予防接種を受けた当日で発熱及び体調不良等の症状が出た場合
  - ②予防接種を受けた翌日とその翌々日で発熱及び体調不良等の症状が出た場合
  - ③予防接種を受けた翌日から発熱が3日以上継続、副反応と思われる症状が継続した場合で、かかりつけ医等を受診した場合は、欠席届を提出する理由の「病気の場合」として対応する。
2. 前項により欠席届が提出された場合の添付する証明書は、次のとおりとする。
  - ①②の場合は、予防接種を受けた当日本学が発行する「新型コロナワクチン接種記録書」または公的機関（市町村、かかりつけ医等）で発行されるワクチン接種に係る証明書等とする。
  - ③の場合は、かかりつけ医等を受診したことが証明できる書類（領収書等）とする。（定期試験等の場合は、各学部・研究科等において必要に応じた証明書類を求めることとする。）
3. 前項における欠席届で対象とする授業は補講あるいはオンラインコンテンツ等により、試験では追試等による対応を行う予定です。

詳しくは、各所属の学務担当係（教養教育は教養教育事務室）あるいは科目担当教員からのお知らせに注意下さい。